

会 議 録 目 次

平成 1 5 年第 2 回海田町議会 3 月定例会（第 4 日目）

平成 1 5 年 3 月 1 8 日（火）午前 9 時 0 0 分開議

日程第 1	第13号議案	海田町手数料条例の一部を改正する条例の制定について……………	3
日程第 2	第14号議案	海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について……………	3
日程第 3	第15号議案	平成15年度海田町一般会計予算……………	3
日程第 4	第16号議案	平成15年度海田町公共下水道事業特別会計予算……………	3
日程第 5	第17号議案	平成15年度海田町国民健康保険特別会計予算……………	3
日程第 6	第18号議案	平成15年度海田町老人保健特別会計予算……………	3
日程第 7	第19号議案	平成15年度海田町介護保険特別会計予算……………	3
日程第 8	第20号議案	平成15年度海田町水道事業会計予算……………	3
日程第 9	発議第 2 号	政党助成制度（政党交付金）の廃止を求める意見書案	3
日程第10	発議第 3 号	サラリーマンの医療費 3 割負担の凍結を求める意見書案……………	2 2 2 4
日程第11	発議第 4 号	アメリカのイラク攻撃を中止するよう日本政府の行動を求める意見書案……………	2 5
		（閉 会）……………	3 3

平成15年第2回海田町議会定例会

会 議 録 (第4号)

1. 招 集 年 月 日 平成15年3月4日 (火)
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開会 (開 議) 3月18日 (火) 9時00分宣告 (第4日)

~~~~~○~~~~~

4. 応 招 議 員 (20名)

|     |              |     |         |
|-----|--------------|-----|---------|
| 1番  | 岡 田 良 訓      | 2番  | 西 田 祐 三 |
| 3番  | 渡 辺 善 隆      | 4番  | 桑 原 克 之 |
| 5番  | 多 田 雄 一      | 6番  | 斎 木 貞 暁 |
| 7番  | 堀 間 禎 子      | 8番  | 西 山 勝 子 |
| 9番  | 宮 坂 二 郎      | 10番 | 崎 本 広 美 |
| 11番 | 原 田 幸 治      | 12番 | 前 田 勝 男 |
| 13番 | 住 吉        充 | 14番 | 山 岡 寛 次 |
| 15番 | 田 中 千 代      | 16番 | 佐 中 十九昭 |
| 17番 | 中 岡 長 一      | 18番 | 国 岡 光 明 |
| 19番 | 加 藤        公 | 20番 | 河 野 道 昭 |

~~~~~○~~~~~

5. 不 応 招 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

6. 出 席 議 員 (20名)

|     |              |     |         |
|-----|--------------|-----|---------|
| 1番  | 岡 田 良 訓      | 2番  | 西 田 祐 三 |
| 3番  | 渡 辺 善 隆      | 4番  | 桑 原 克 之 |
| 5番  | 多 田 雄 一      | 6番  | 斎 木 貞 暁 |
| 7番  | 堀 間 禎 子      | 8番  | 西 山 勝 子 |
| 9番  | 宮 坂 二 郎      | 10番 | 崎 本 広 美 |
| 11番 | 原 田 幸 治      | 12番 | 前 田 勝 男 |
| 13番 | 住 吉        充 | 14番 | 山 岡 寛 次 |

15番 田 中 千 代

16番 佐 中 十九昭

17番 中 岡 長 一

18番 国 岡 光 明

19番 加 藤 公

20番 河 野 道 昭

~~~~~○~~~~~

7. 欠 席 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

## 8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

|             |   |           |
|-------------|---|-----------|
| 町           | 長 | 加 藤 天     |
| 助           | 役 | 松 岡 修 士   |
| 収 入         | 役 | 正 木 洋     |
| 企 画 部       | 長 | 中 野 潔     |
| 総 務 部       | 長 | 上 條 正 弘   |
| 福 祉 保 健 部   | 長 | 富 田 征     |
| 建 設 部       | 長 | 池 乃 本 和 弘 |
| 参 事（広域行政担当） |   | 佐 藤 隆     |
| 参 事（福祉保健担当） |   | 因 幡 忠 志   |
| 財 政 課       | 長 | 内 田 和 彦   |
| 教 育         | 長 | 李 木 義 夫   |
| 教 育 部       | 長 | 山 本 義 彦   |
| 上 下 水 道 部   | 長 | 木 原 正 博   |

~~~~~○~~~~~

9. 職務のために議場に出席した者の職氏名

| | |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 園 山 純 |
| 主 査 | 中 下 義 博 |
| 主 査 | 辻 千 奈 美 |

~~~~~○~~~~~

## 10. 議 事 日 程（第4号）

日程第1 第13号議案 海田町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

日程第2 第14号議案 海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第 3 第15号議案 平成15年度海田町一般会計予算
- 日程第 4 第16号議案 平成15年度海田町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 5 第17号議案 平成15年度海田町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 6 第18号議案 平成15年度海田町老人保健特別会計予算
- 日程第 7 第19号議案 平成15年度海田町介護保険特別会計予算
- 日程第 8 第20号議案 平成15年度海田町水道事業会計予算
- 日程第 9 発議第 2 号 政党助成制度（政党交付金）の廃止を求める意見書案
- 日程第10 発議第 3 号 サラリーマンの医療費 3 割負担の凍結を求める意見書案
- 日程第11 発議第 4 号 アメリカのイラク攻撃を中止するよう日本政府の行動を求める意見書案

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

# 11. 議 事 の 内 容

午前 9 時 0 0 分 開議

○議長（河野）皆さん、おはようございます。本日は大変ご苦労さんでございます。

ただいまの出席議員数は20名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。なお、本日、報道のため、カメラ、テレビ撮影の許可をしておりますのでご了承ください。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております日程第 1 から日程第11に至る各議案でございます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（河野）この際、日程第 1、13号議案から日程第 8、第20号議案までを一括議題といたします。去る 6 日の本会議において、予算審査特別委員会に付託いたしました各案件について、予算審査特別委員会委員長から委員会の審査経過、並びに結果について報告を求めます。予算審査特別委員会委員長、中岡君。

○17番（中岡）予算審査特別委員会の委員長、中岡でございます。予算審査特別委員会の報告をいたします。

本委員会は、平成15年 3 月 6 日付で付託された案件を審査の結果、次のとおり決定したので、海田町議会会議規則第72条の規定により報告をいたします。

付託案件は、第13号議案海田町手数料条例の一部を改正する条例の制定について、第14号議案海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、第15号議案平成15

年度海田町一般会計予算、第16号議案平成15年度海田町公共下水道事業特別会計予算、第17号議案平成15年度海田町国民健康保険特別会計予算、第18号議案平成15年度海田町老人保健特別会計予算、第19号議案平成15年度海田町介護保険特別会計予算、第20号議案平成15年度海田町水道事業会計予算、以上であります。

審査の経過でありますけれども、平成15年3月6日、本会議において、議員19名で設置された本委員会は、3月7日から4回の委員会を開催し、審査案件について、町長以下執行部関係職員の出席を求め、次の日程で質疑を行い、慎重に審査をいたしました。

第1回目は3月7日、9時から4時まで、工事関係の現地調査を行いました。第2回目、3月11日から3月13日までは、委員会室において慎重に審査をいたしました。

審査の結果でありますけれども、第13号議案海田町手数料条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。第14号議案海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。第15号議案平成15年度海田町一般会計予算、賛成少数で原案は否決すべきものと決定いたしました。第16号議案平成15年度海田町公共下水道事業特別会計予算は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

第17号議案平成15年度海田町国民健康保険特別会計予算は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。第18号議案平成15年度海田町老人保健特別会計予算は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。第19号議案平成15年度海田町介護保険特別会計予算は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。第20号議案平成15年度海田町水道事業会計予算は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。以上、報告を終わります。

○議長（河野）以上で、委員長報告を終わります。議員全員で構成する委員会でございますので、委員長報告に対する質疑は省略いたします。

これより、各議案ごとに順次採決を行います。まず、第13号議案海田町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより、第13号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第13号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（河野）意義なしと認めます。よって、第13号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第14号議案海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございますか。討論があるようでございますので、まず、反対討論を許します。岡田君。

○1番（岡田）1番、岡田良訓です。介護保険料を引き上げる第14号議案に反対の討論をいたします。

政府は、3年前に、介護保険は家族が支える介護から社会が支える制度へ、在宅で安心できる介護へ、また、サービスが選択できる制度へという宣伝をいたしました。しかし、内閣府の研究報告によれば、介護保険サービスの利用者数は、全体的には増えているのに、低所得者は制度の導入前に比べて10%も減少しております。この長引く不況で、高齢者の暮らしは深刻な状況です。年金生活者は、少ない年金から介護保険料を天引きされ、大変な経済的な負担を負っております。医療費の自己負担の増大、その上、今回の第1段階2万円が2万2,900円に、第3段階の3万円が3万4,300円、第3段階は4万100円が4万5,800円、第4段階、5万100円が5万7,200円、そして第5段階に至っては、6万100円の方は6万8,700円という値上げは、高齢者の暮らしを一層苦しいものにいたします。

現在、介護保険への国の負担の給付費は25%とされています。しかし、このうち5%は後期高齢者の比率が多い自治体などに重点配分される調整交付金であり、海田町には配分をされておりません。国の負担を5%引き上げ30%にすれば、4月からの介護保険料値上げは中止することができます。全国市町会、全国町村会も、この調整交付金は25%の枠外にして、当面4月からの介護保険料値上げをやめさせるためには、緊急に国庫負担割合を5%に引き上げ30%にするよう国に求めるべきです。当面、介護給付準備基金の活用なども含めて値上げの中止を検討すべきです。以上の理由で、高齢者に一層負担を強いる介護保険料値上げをする第14号議案に反対をいたします。

○議長（河野）続いて、賛成討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、起立により採決を行います。お諮りいたします。

第14号議案は、原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（河野）起立多数と認めます。したがって、第14号議案は委員長の報告のとおり可決することに決定をいたしました。

続いて、第15号議案平成15年度海田町一般会計予算について採決をいたします。本案に対する委員長報告は、原案を否決すべきものでございます。本案に対しては、住吉君他1名からお手元に配付しております修正の動議が提出されております。したがって、これを本案とあわせて議題といたします。修正動議の提出者より提案理由の説明を求めます。住吉君。

○13番（住吉）13番、住吉でございます。地方自治法第115号2及び海田町議会規則第16条第2項の規定により、修正案を添えて提出いたします。別紙の修正案を添えて提出しております。

修正の内容は、お手元にありますように、歳入16款繰入金、1項基金繰入金から、また、歳出を2款総務費、1項総務管理費から200万円減額修正するものであります。内容は、フェスタひまわりの補助金を500万円から300万円に減額するものであります。理由は、この祭りは本町の事業として定着し、毎年趣向を凝らして行われていることは敬意を表するものでありますが、年々規模は縮小されていく中で、あえて15年度200万円を増加する意味が見出せないもので、よって本修正案を提出するものであります。

つけ加えますが、そのほか明神地区の歩道の新設とか織田幹雄記念館の修正を準備いたしておりましたが……。

○議長（河野）住吉君、その文は削除してください。

○13番（住吉）はい、わかりました。

○議長（河野）以上で説明を終わります。これより提出者に対する質疑を行います。質疑があれば許します。佐中君。

○16番（佐中）16番、佐中です。まず、予算特別委員会の審議の中で修正案をすべきであったのに、その採決があなた方は反対をされました。いわば、前進をしておったのが引き返して修正案を出される。この意味はどういうことを意味されておるのか、お尋ねをいたします。

○議長（河野）住吉君。

○13番（住吉）これは、特別委員会の中で、修正といいますか、この問題は取り上げております。既に昨年度は中止するというような意見が出ておるのに、そのことを予算を増額するのはどういうことなのかということを取り上げて、十分に論議を尽くしたわけでございます。しかしながら、これを認められなかったので、今回改めてまたこれの修正動議を出しておる。以上。

○議長（河野）佐中君。

○16番（佐中）私はルール上のことを言っているのであって、確かにそういう発言が委員会の中でありました。しかし、委員会は1名でも修正ができるわけです。委員会でその修正をなさって、そしてそれが否決をされて、再び本会議でなされるのであれば、私はルール上何も言いませんけれども、委員会で採決をして、あなた方は反対に回って、ルール上また差し戻してそれを修正をすること自体が、私はルール上誤っているというように思うのですが、再びその点についてお尋ねをいたします。

○議長（河野）住吉君。

○13番（住吉）誤っているとおっしゃっても、私は誤っていないというように確信を持って取り上げておるわけであります。

○議長（河野）佐中君。

○16番（佐中）本人がそう言うのであれば、ルール上、それは出せないことはないのですが、それはそうと認識をいたします。それでは、今までフェスタひまわり、500万、長年組んでおられたことがあります。そして、いろいろこの、組んでなかったかね、ないですか、では失礼、300万、今まで、失礼、では今の取り消します。300万組まれて、祭りが一時は、ピークのときには延べ3万人を超すそうした行事の中で十数年来続いてきたわけですが、ここ二、三年下火になっております。商工会を中心としたり、あるいは実行委員会を中心として、この祭りがかなり盛り上がってきたんですが、一部、この二、三年前から景気の悪化も含めてだんだんそれが下火になってきました。

そうした中で、何とか町民に活気づけようという町の提案がありましたけれども、そうした中で、議員の数名の方々から300万を500万にせよという提案がなされて、今回その希望も含めて提案をされたと思うんですが、この今一番長引く不況のもとで、町民のよりどころ、確かに一夜で500万を使うのもいろいろ問題はあろうかと思いますが、しかし、町民のそうした気持ちの活力を支えるためには、私はいいとも悪いとも言いま

せんが、そのことによって105億の一般会計が修正によって認められるということは、あまりにも低レベルだということに思うんですが、その点はどうですか。

○議長（河野）住吉君。

○13番（住吉）低レベルとか何とかいう問題でなしに、これは昨年もフェスタひまわりの状況をご覧になったと思いますけれども、非常に寂れてきております。そういう中で、先ほども申しましたように、もう中止という情報が流れておったような状況の中で、急にこういうものが浮かび上がってきたので、私どもはなおさらこういう不況の中で、そういうものにたとえ200万であろうとももっと有効なところに活用すべきだということで、この修正案を出しておるわけであります。

○議長（河野）原田君。

○11番（原田）今の住吉議員の発言の中で、中止の情報が去年から流れておったという点がどこから出たのかをちょっとお尋ねしたいのと、佐中議員の方から指摘がありましたけれども、1人で500万をばあにするというような発言もあったんですけども、実行委員会を立ち上げて、2月からスタートしたというふうに説明がありましたけれども、8月まで約半年間かけてやることですから、企画も十分に練っておると思うんですけども、その辺についてのお考えを聞きたいのと、今200万の減額を出されておりますけれども、有効なところに使えればというようなご発言がありましたが、その200万の有効先はどこかをお尋ねいたします。

○議長（河野）住吉君。

○13番（住吉）2月から委員会を立ち上げて準備をされておりますということは、今回の特別委員会で初めて知ったわけですが、そういうことに対しては、趣向を凝らして努力しておられることには敬意を表するというふうに私も表現しておりますけれども、全くそのとおりであります。有効、200万をどこに使えというふうにおっしゃっておりますけれども、どこに使えということではありませんけれども、特別委員会でも出ましたとおり、農産物品評会とかそういうところに有効に使ったらどうかという案は持っております。以上。

○議長（河野）ほかに質疑はございませんか。堀間君。

○7番（堀間）7番、堀間です。委員会では、住吉議員、崎本議員、いろいろ反対の理由、いろいろほかにもたくさん言っていらっしゃいましたけど、修正案はフェスタひまわり、300万が500万になったということだけで、それをまた300万に戻されて出されていますけ

ど、ではあのときして、否決された理由はこの300万が500万になったということだけだったんでしょうか。

○議長（河野） 崎本君。

○10番（崎本） そのほか、私はいろいろ反対いたしました、今の海田町に温水プールをということでは、委員会で助役から前向きに検討するという答えがありましたので、それはそれなりに理解して、今回はこれだけ出しました。

○議長（河野） 山岡君。

○14番（山岡） 山岡ですが、修正動議の提出は、時間の関係上、間に合わなかったんですが、私は先般の特別委員会には反対の立場でしたが、いろいろ皆さん方の意見を聞きますと、今回出されております海田町の温水プールの基本設計をぜひ皆さんの総意でつくりたいという意気があるために……。

○議長（河野） 山岡君、先ほどの提案者に対する質疑でございまして……。

○14番（山岡） はい、それも合わせて。

○議長（河野） これは討論の中でお願いしたいと思います。

○14番（山岡） はい、それじゃ討論で。

○議長（河野） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野） 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。これより順次採決を行います。まず原案に対する修正案について討論があれば許します。まず、討論があるようでございますので、反対討論からお願いをいたします。佐中君。

○16番（佐中） 16番、佐中です。ただいま修正動議が出されましたけれども、105億の予算の中で、私どもは町民の不利益になる、あるいは一般会計上いろんな審議をする中で、いろんな項目にわたってふぐあいのところが私はあると思います。また、急いで合併をする町長方針の中で、平成16年4月1日という日程を組まれて、そして施政方針の中でそれを盛り込んでおりますが、こうした全体の予算を、この修正案を可決することによって賛成することは、私はできないということで反対討論を終わります。

○議長（河野） ほかに。賛成討論。

（「反対」と呼ぶ者あり）

○議長（河野） ちょっと待って。先に賛成討論。山岡君。

○14番（山岡） 私は、住吉議員の修正案件を含め、海田町が広島市と合併すれば、実現不

可能な町民プール……。

○議長（河野）山岡君。修正案の後で。

○14番（山岡）後ですか、はい。ですから、修正案に賛成をいたします。後ほど、では。

○議長（河野）ほかに反対討論がありますか。ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより原案に対する修正案について、採決を行います。お諮りいたします。

本修正案に賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（河野）起立少数と認めます。したがって、本修正案は否決されました。

次に、原案について採決をいたします。本案に対する委員長報告は、原案を否決すべきものでございます。討論がございますか。討論があるようでございますので、討論を行います。まず、原案に対する賛成討論から行います。賛成討論を許します。西山君。

○8番（西山）8番、西山です。第17号議案に賛成の立場から討論いたします。

（「何、それ。帰るんか。じゃ、わしじゃ」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）ちょっと待って。

○8番（西山）失礼いたしました。第15号議案に賛成の立場から討論いたします。

昨年、広島市との合併任意協議会におきまして、合併期日を平成16年4月1日にすることに合意をいたしました。それとともに、歳入の基盤をなす町税収入をはじめ、地方交付税や交付金が減額になるなど、厳しい財政状況にあつて、引続き未利用地の売却や国、県の補助制度を活用するとともに、財政調整基金等の繰り入れにより財源の確保を図られました。歳出におきましては、町民の願いでありました（仮称）海田町福祉センターの建設、また基盤整備、また図書館の増築等、教育予算は対前年度比44.4%増の予算が行われております。町民の期待に応えられる施策の推進を図ることを基本方針として、予算案が編成されております。よって、第15号議案平成15年度海田町一般会計予算に賛成をいたします。つきましては、町民の血税をむだにすることなく、経費の節減に図られることを切に要望いたします。以上です。

○議長（河野）続いて、原案に対して反対討論を許します。佐中君。

○16番（佐中）16番、佐中です。まず、町長の施政方針で、最初に述べられました合併問題です。平成14年7月から12月にかけて5回の任意の協議会を終えて、一部の事項を

除いて大筋で合意となり、そしてこれからスケジュールどおり法定協議会を設置し、平成16年4月合併という提案は強引であり、町民は民意の反映どころか町民無視と、自分の都合で合併を進めていると言わざるを得ないと判断をいたします。

しかし、今進めている合併は、町長の急激な個人的な都合と、国、県の強権的な行政指導、そして財政誘導によって推し進めようとしております。この発端は、1999年につくられた地方分権推進一括法の一環で、市町村合併特例法が改正されたことによりました。2005年3月までが限界だとせき立てて、自治体に合併を強要してきました。こうしたやり方自体が、憲法で保障された地方自治の本性を乱暴にじゅうりんするものだと言わざるを得ないのであります。

合併の多くは、危機に陥った自治体財政のもとで、大型開発を効率的に進める体制をつくり、住民サービスを切り捨てることにねらいがあります。深刻な矛盾が噴き出ている自治体の営利企業化、開発会社化の道を無理やり推進することによって、合併が押しつけが図られております。合併によって、当座の公共事業費は特別に確保できます。10年間は地方交付税の特例もありますが、中長期的には、国から地方への財源支出は巨額の規模で削減をされます。総務省の試算でも、市町村が1,000程度になれば、地方財政は4兆円から5兆円の削減になります。これが、住民サービスの大幅な切り下げをもたらすことは明瞭であります。地方交付税は、自治体間の税収のバランスを調整する、また全国どこでも標準的な行政水準を財政的に保障するという機能を持っております。

ところが、福祉や教育などの標準的な行政サービスを保障する機能をなくしていこうというのが政府の方針であります。それは、地方交付税がこれまで果たしてきた国民の生存権を守り、地方自治の財政的な保障を図るという機能そのものを根本から崩すことにもほかなりません。合併押しつけと財政切り捨てで、地方自治を土台から破壊をする攻撃は、地方自治の重大な問題であります。21世紀を展望したとき、この道に地方政治の未来を託すわけには決していきません。

こうした背景のもとで、合併を請求するために、海田町の平成15年度の予算審議の結果、町民からの要求は一部盛り込んでいるものもありますが、加藤町長の政治姿勢は許しがたいものがあります。その大きな問題は、福祉センター建設の事業です。完成は平成17年2月、2年間にまたがって16億円の事業ですが、その財源の裏づけは1年間のみで、平成15年度約7億円しかありません。残りの平成16年度の9億4,780万円は、この予算はどうかとただしたら、合併後の広島市の一般会計が組む予定であるとしております。

そして、新しい市会議員が2名出るんですが、その議員に強力に協力していただくと、こういう答弁をしております。また、合併建設計画以外に果たして合併先の広島市が予算化することは疑問であります。

私は、財源の裏づけの根拠はないという判断をいたします。また、そういうやり方なら、議員が、あるいは町民が切望しております温水プールであるとか、文化センターをそういう2年にまたがって審議をして、提案をしたらどうかということを強く要求いたしましたら、3月11日15時45分ごろ、執行部の答弁は不能でした。これは、欠陥のある予算でしかありません。また、海田小学校の講堂の建替えの件でも、現状の教育状況よりも低下をし、しかも最近急にこの問題が全面に出て、合併先の市の思惑を視野に入れたものと判断せざるを得ません。

町民は温水プールの建設を望んでおります。でも、このままでは海田町に温水プールや文化センターの建設は絶望的です。今年度、建設を手がけるべきです。また、区画整理事業は10年間事業が進まない。町長みずから関係地権者に理解を求める努力をしていない。その責任逃れのために、投げやり合併ではないかと、こうただしたら、町長は逃げも隠れもしないという開き直りの、町民を主人公とした政治姿勢ではありません。

そして何よりも問題なのは、平成16年4月1日付で合併を決めつけて、その結果、町民に押しつけて説明会を開いております。これは、区画整理のやり方と合併問題を進めるやり方は、全くそっくりであります。合併の建設計画でも、JR高架と区画整理事業で総額839億の52%を大型公共事業に充てております。合併することによって、ゼネコン向けの事業を提供するものであります。町長は、合併することによって、広島市の東部の拠点で安芸区の中心になり、合併しないと方針を示しておりますが、これまで広島市が安芸区に対して行った件と海田町が行った行政を比較してみれば、はるかにこの30年間、海田町が進んだまちづくりを行い、拠点づくりに貢献をしております。それは、現状を見れば、安芸区より海田町の方がより進んだまちづくりをしております。東広バイパスや各線の都市計画道路の進捗は、広島市と比べ物になりません。

また、合併を平成16年4月1日となると、町内に遊休地が数カ所あり、また基金などの積み立て、すべて合わせると、私の資産では約10億円以上あります。その財源で、町民の暮らしに役立てたり、要求を実現するためには、少なくとももう1年、平成16年度の単独で、海田町の予算を組むことが望ましいことであります。平成17年までには2年間ありますから、その間、町民のために最大限を尽くすことが今一番求められておりま

す。今年度だけで、来年度は広島市の予算措置というのはあまりにも性急過ぎます。悔いが残ります。広島市の財政は非常に悪化をしております。それだけでなく、仮に合併をすれば、この役場は廃止をされる。出張所は、最初は設置を確約をしておりましたが、次第に努力をする、現在では、出張所は不可能という状況であります。水道料金は30%引き上げられて、さらに都市計画税の増税、町営住宅は広島市になった途端に25%の家賃の引き上げ、県営は22%の引き上げであります。

町という単独の町がどうなるのか、合併によって多くの個人負担が増大をし、生活が苦しくなる実態は、町民の議論を十分闘わせ、最終的には民意を酌み、町民総意で決める努力はすべきであります。町長の任期満了に合わせて、合併の期日は平成16年4月1日、町民には説明と言いながら、説得会と押しつけでは本末転倒しております。以上の点から、今年度の町長方針である合併は平成16年4月1日付と、その事業を裏づける法定協議会500万円を含む一般会計予算に反対する意思を表明し、討論を終わります。

○議長（河野）ほかに賛成討論があれば許します。多田君。

○5番（多田）15号議案に賛成の立場で討論いたします。

私は、予算特別委員会において反対をいたしました。合併については、町長の、先に合併期日を決め、逆算したような進め方には反対であるし、民意の反映も不十分と思われます。今後も機会あるごとに主張していきたいと考えています。当面、6月議会に提案されるであろう法定協議会の設置を延期させることに全力を挙げたいと思います。さきの予算特別委員会で、多数の議員が反対したことで、町民や町当局、市当局に与えた影響は予想以上であり、当初意図した効果はあったと判断しております。

しかしながら、一般会計予算は町民の暮らしに直結したものであるし、我々が強く要望しておりました海田西中の特別教室の空調設備、海田小学校の児童クラブハウス、給食室の建替え、学校図書費の増額、防犯パトロールの実施、フェスタひまわりの援助などが取り入れられており、その面では評価ができるものであります。以上の理由で、不満は残るものの賛成をするものです。町執行部におかれましては、今後も民意の反映と議会との意思の疎通を十分に図られるよう要望して、賛成討論を終わります。

○議長（河野）反対討論がございますか。斎木君。

○6番（斎木）斎木貞暁でございます。私は、ただいまから今次定例会に提案されております我が海田町最後の予算となるかもしれない平成15年度一般会計当初予算について反対の討論を行います。

この予算案は、既に皆さんもご承知のとおり、広島市との合併にかかわる予算が数多く盛り込まれており、この予算を通すということは、来年4月に海田町がなくなることと密接につながっているのです。町の廃止という、我々にとっては、町民にとっても一大事件なのであります。そうであるからこそ合併の時期やスケジュール、合併条件などについて慎重の上にも慎重に議論を重ね、大方の議員の了解を得るとともに、町民にわかりやすく、詳しく説明し、大多数の町民の方々の納得の上で合併すべきものであります。

ところが、先日13日、議員全員で組織する予算特別委員会において、この当初予算について採決をとった結果、圧倒的多数で否決されたのであります。来年度の一般会計当初予算が否決されるということは異例中の異例でありまして、恐らく戦後では海田としての例のないことでありましょう。それほど事は重大であります。このような結果になるであろうことは、予算審議の過程を通じて、町当局は予想できたはずであります、最後は何とかなるだろうとたかをくくっていたに違いありません。この辺に町当局の見込みの甘さ、町民の理解を得るための努力不足を指摘しないわけにはいきません。今になって、町当局は大慌てで、反対議員の説得、わかりやすく言えば切り崩しに懸命になっていますが、今ごろそんなことをするのであれば、かなり前から我々に対して十分な説明と町民への広報を図るべきだったのであります。

では、我々がどういう点について反対するのかということを少し申し上げたいと思います。まず、1点は、合併の時期であります。合併特例法の期限切れは平成17年3月であるのに、加藤町長は自分の任期が来年4月で切れることから、自分の任期中に合併するとして、議員の多数の反対にもかかわらず、なりふり構わず猪突猛進しているように見えます。まだまだ町民の福祉の向上のためにやらねばならない事業は数多く積み残されているのが現状でありますのに、何が何でも来年4月に向けて合併という、性急に事を運ばなければならない理由は何なのでしょうか。私には、自分の任期が切れるからという個人的な理由しか思えません。町のまさに生存に係る重大な事項を、個人的理由で左右されてはなりません。来年4月の合併が町民にとって最善たることの、我々町民が納得できる理由が示されていないのではありませんか。

よってこれ以上、ごり押し、拙速に走るのではなく、2年後に目標を定めて、合併に至るスケジュールをしっかりと練り直し、それまでに町としてやるべきことを住民の意見を聞きながら優先順位をつけて選び出し実施していくこと、また実施できなかったも

のについては引き継ぐことが肝要であります。そのためには、来年4月に時間がなさ過ぎます。安芸郡の音戸町、倉橋町も呉市との合併について、もっとじっくり内部で検討する必要があるという理由で、法定協議会の設置を延期するよう呉市に申し入れました。何も焦る必要はありません。平成17年3月の合併が最善に考えます。

2点目は、水道料金の値上げの問題であります。海田町の水道は、広島県で2番目に安くておいしい水であります。合併建設計画素案には、合併すれば水道料金が約30%高くなるということでもあります。水道は日常生活に最も深いかかわりがあり、この大幅なアップは家計を直撃します。加藤町長はかねがね「水道料金は値上げしない。まだ水道設備はよいので当分現状の施設でいく」と言ってきたのに、広島市側から30%の値上げを言われると豹変し、「今の水道設備は古いので、仮に広島市と合併しなくても施設を更新する必要があるから、水道代は値上げをする」と言い始めました。全く加藤町長の真意は疑います。町民は値上げの件を十分に承知していると言えるのでしょうか。先日の新聞、テレビなどで報道があり、驚いているというのが実態ではないのでしょうか。この点についても、今年6月に設置予定されている法定協議会の場で、激変緩和のため段階的に引き上げる案など、町民がのめる案を整理し、しっかり協議しなければなりません。今のままではとても不安があり、賛成できません。

3点目は、出張所の設置問題についてであります。従来、「町民センターに広島市の出張所を設けます」と言ってきましたが、昨年、これ、突然「広島市との合併は決めたが、出張所はできません」と言い始めました。理由を聞くと、広島市の規定により、区役所から半径5キロメートルと以内の箇所には出張所はできないことになっているということでした。これでは町民は現状よりかなり不便になってしまい、納得できるものではありません。この点についても特例で出張所の設置は不可能なのか。名称を変えて、出張所の代替機能を果たすような施設の設置はできないのか。広島市と法定協議会の場で、腰を据えて議論しなければなりません。これを見きわめないまま、漠然とこの予算案に賛成するわけにはいかないのであります。

4点目は、15年度当初予算に関して、今申し上げました以外の私の気になる数点について述べます。その1つは、ただいま論議されましたフェスティバルのひまわりについてであります。従来300万の予算をつけてきましたが、新年度は200万円を追加し、合計500万円を計上されています。長期にわたる経済不況で、とにかく暗い世相を祭りで明るさということも全くわからないではありませんが、その陰で日々の生活にさえ難儀して

いる人々がたくさんおられます。不況の風は社会的弱者に強く当たります。この社会的弱者に吹きつけておる寒風を防いでやるのは、行政の第一の使命であると考えます。一、二例を申し上げますと、身体障害者に対する補助金は年間わずか7万円ですよ。フェスティバルに200万円、その金をさらに増額する余裕があるのであれば、この経済不況の中であれば、なおさらのこと社会的弱者に対する援助、補助に回すべきであります。

また、農業祭は、ただいまも質問にありましたように、町の主催でありながらわずか30万円の予算であります。いわゆる品評会です。海田町は広島市の東の拠点として、食料の供給基地として都市近郊農業の発展が見られます。よって、都市近郊農業の振興のためにも予算を私は増額するべきであります。

その2つは、合併に伴う、先ほど質問がありましたように、温水プールの建設についてであります。温水プールは海田町町民にとってぜひとも欲しい施設であります。広島市は1つの区で1カ所しか認めないということです。安芸区の中野スポーツセンターに設置されおり、中野スポーツセンターのものを使用すればよいという態度であります。距離的に遠く不用です。温水プールは町民の間に強い要望があります。海田町への設置について、至急合併までに考えていただくべきだと思います。

その3つは、町道3号線、明神地区の突堤の半ばまで駐車違反の車が放置してあるので、これを防ぐために幅員10メートルの歩道をつくるということですが、これは全くナンセンスであります。今後、港を町民、市民に親しまれる場として整備していかなければなりません。そのために近隣の適当な場所に有料駐車場などを整備して、利用者の利便を図ればよいのであって、駐車違反を防ぐための歩道を広げるという貧しい発想はいただけません。

その4つは、海田町駅前の区画整理についてであります。先日、私は楢さんと面会し、いろいろな話を聞かれましたが、楢さんは、「この10年間に、加藤町長は自宅に一度来られたことであるが、後は職員が時々来られただけで、やる気と誠意が感じられない」と言われました。4年もの間予算をつけているにもかかわらず、事業は一向に進まんです。今年も2億1,300万円の予算を計上しているが、実現の見通しは全く立たないので、予算をゼロにし、広島市との合併後、改めて予算をつけて対応した方がよいと思います。

最後に、先日のテレビ、新聞で報道されたように、13日の予算特別委員会で、私たちは圧倒的多数で15年度当初予算を否決されました。これは、最初に申しましたとおり、異例中の異例なことでありまして、当初予算が否決されるということは、町長不信任と

同様のことであると考えます。今町当局は、議員の説得、切り崩しに大わらわであります。我々は議員としても13日の予算特別委員会で反対しておきながら、特別の事情の変更もないのに本日の本会議で採決では賛成に回るというのでは、町民から信念がない、節操がないと批判されても仕方ありません。我々は信念を持ち、満足できない予算についてはノーとはっきり言い、臨時会を開いてでも我々や町民の納得のいく予算につくりかえることを要求すべきであります。

加藤町長は、このことに不満である、納得できないと言われるのであれば、辞表を出されるか議会を解散し、町民の意向を問うべきであります。以上、平成15年度予算案に対する私の意見を申し述べ、反対討論といたします。

○議長（河野）続いて、賛成討論があれば許します。宮坂君。

○9番（宮坂）9番、宮坂です。平成15年度海田町一般会計予算に賛成の立場から討論をさせていただきます。

来年度予算が、町民生活に密着した少子・高齢化に向け、また学校教育環境の充実等に配慮した予算であることは、先ほど来の賛成討論でもありましたように、たくさん盛り込まれております。さて、今回の予算委員会で、広島市との協議では、海田町内に町民待望の温水プールの設置の可能性は全くない、すなわちゼロであるということが、私としては初めて明らかになりました。これまで、執行部としては、非常に難しい問題であるが、広島市と協議の中で調整していくという答弁に一貫しており、わずかでありながらまだ海田町内に温水プールができるという可能性があるように終始一貫していたというふうに感じておりました。広島市の協議でつukれないのなら、来年度予算に計上している（仮称）海田町福祉センターに設置予定の機能回復プールを、ならば大きなものにしてください、町民の方が利用できるよう25メートルプールにしてくださいと再三ただしたところ、町長、また助役からその方向で検討するとの答弁を引き出してあります。

では、なぜ予算委員会で私は反対に回ったかと申しますと、その予算委員会で、その答弁を受けて簡単に賛成についてしまうと、先ほどの町長、助役の答弁もその場しのぎの答弁になってしまう可能性があったからであります。先ほど来の答弁でもありましたように、新聞紙上でもこの予算案の否決は大きく取り上げられました。海田町、広島市、そして海田町民の皆様へもかなり大きなインパクトがあったと思われます。反対討論でもありましたように、これははっきり言って異例中の異例の事態でありました。それで十分であったかと問われれば、まだ足らずもあるかもしれませんが、少なし町民の皆様

には、合併はまだ決まっていらないんだという認識、あるいは再認識をしていただける機会を与えることができたと思っております。

さて、その合併問題ですが、法定協議会設置費用が今回の予算案にも盛り込まれております。この予算案が通ったとしても、合併が決まったわけではないんです。合併が必要か不必要かと申せば、私はかねてから合併は必要であると論じてきました。ただ、今の町のやり方、町執行部のやり方、方法に問題があると、これは一般質問でも再三指摘してきたことです。合併問題につきましては、法定協議会設置の際に、改めて論議をしたいと思いますが、冒頭申しましたように、少子・高齢化に向けた、また学校教育の充実等に配慮したこの予算、この予算が町民の皆様に素早く還元され、少なしこの海田町が発展するために、私は賛成いたします。

○議長（河野）続いて、反対討論があれば許します。堀間君。

○7番（堀間）7番、堀間です。私は、平成15年度海田町一般会計予算に反対するものがあります。いろいろたくさん反対理由は述べられてきましたので、私は1点のみ、町長は住民に対して合併の説明責任を果たしていない、それが理由でございます。説明会は24回行われましたけども、その出席者は474人で行いました。有権者の2%、人口割にいたしますとたったの1.5%でした。これでは、合併について、住民に対して説明したことにはなりません。新年度予算にもっと住民説明会への予算を組んで、合併に対する理解を深めるよう、町長は努力すべきであります。よって、私は15年度一般会計予算に反対するものであります。

○議長（河野）ほかに討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより起立により採決をいたします。お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は、原案を否決すべきものでございます。したがって、原案について採決をいたします。第15号議案は、原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（河野）起立多数と認めます。よって、第15号議案は原案のとおり可決されました。

続いて、第16号議案平成15年度海田町公共下水道事業特別会計予算についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討

論がございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第16号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第16号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、第16号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第17号議案平成15年度海田町国民健康保険特別会計予算についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございますか。討論があるようでございますので、討論を行います。まず、反対討論を許します。佐中君。

○16番（佐中）16番、佐中です。第17号議案平成15年度海田町国民健康保険特別会計予算に反対をいたします。

なぜ反対なのか、先に理由を述べます。3月4日、第6号議案海田町国民健康保険条例の一部を改正されたからであります。中身は退職被保険者で、本人負担と家族の入院が現在の2割負担から3割負担に改正されたからであります。昨年の10月には70歳以上、原則1割負担と定額制は廃止をされ、現在定率1割に改悪をされております。さらに、一定の所得があれば2割というふうに、国保そのものの制度が引続き改悪をされてきているからであります。ご存じのとおり、国民健康保険は低所得者が多く加入している医療保険であり、国の手厚い援助がなければ成り立たない制度です。ところが、政府は1984年の国保の改悪で、国の負担率を医療費の45%から38.5%に引き下げ、その後も国の責任を次々と後退をさせました。

今年の4月から、小泉首相は、国保も3割負担だからなどとサラリーマンの窓口負担を強行いたしました。しかし、国保の3割負担が必要な受診を抑制をし、重症化の一因になっていることは、高額医療費の件でも明らかであります。高額医療費は自己負担が上限を超えた場合、超えた分の全額が保険から給付される仕組みで、病気の重症化をあらわします。その件数を全国の指標から見ると、市町村国保は2割負担の政府管掌保険の5.6倍です。1人当たりの医療費も1.3倍です。3割負担が重症化を招き、医療費を増大をさせ、国保財政を圧迫していることを証明しております。もともと国保の患者負担

を2割に戻すというのは、1984年国が一旦法律にも明記し、国民にも約束をしていたことです。政府は公約どおりまず2割にし、国はサラリーマン3割負担などの医療費の大改悪を中止をして、国保の窓口も2割に引き下げることを強く求めます。そのためにも国庫負担を計画的にもとに戻して、責任を果たすことを強く要求をいたします。

海田町も3割の自己負担分を軽減する努力をすべきです。長野県では、19町村で、国保世帯の3割負担を老人医療費や最大で2割引き下げております。医療制度がだんだん改悪をされ、医者にかかるときは死ぬときだけというのは10年前のことです。21世紀の今、国保制度のもとで同じ事態が広がっております。これは、国民皆保険制度の崩壊につながります。国保制度の再建は、日本の医療制度、ひいては社会保障制度を再建をする課題です。偶然の失業と不況をあえぐ住民の現状は特別のものとあります。不況のときだからこそ、住民の苦難を解消するのが、地方自治体の手厚い手当が必要であります。今こそ自治体が住民の福祉の増進を図るという本来の使命を最大限発揮することを求め、反対討論を終わります。

○議長（河野）続いて賛成討論を許します。西山君。

○8番（西山）8番、西山です。第17号議案平成15年度海田町国民健康保険特別会計予算について、賛成の立場から討論を行います。

日本は少子・高齢化が進み、お年寄りが増えて医療費が増加をたどる一方で、若者が少なくなっているために保険料収入が減り、医療保険財政が行き詰まっております。医療費は毎年増え続ける傾向にあり、1999年以降は30兆円の台に乗っております。現在、国民健康保険の加入者、政管健保、組合健保加入の家族は既に3割負担となっておりますが、乳幼児の負担引き下げにつきましては、昨年10月1日から、それまでの3割負担から2割負担に引き下げられました。国民の安心の基盤である国民皆保険制度を守るため、第17号議案に対し賛成の意を表します。

○議長（河野）他に討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより起立により採決を行います。お諮りいたします。

第17号議案は、原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（河野）起立多数と認めます。したがって、第17号議案は委員長の報告のとおり可

決することに決定をいたしました。

続いて、第18号議案平成15年度海田町老人保健特別会計予算についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございいますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第18号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第18号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、第18号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第19号議案平成15年度海田町介護保険特別会計予算についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございいますか。討論があるようでございますので、まず反対討論を許します。岡田君。

○1番（岡田）1番、岡田です。第19号議案平成15年度海田町介護保険特別会計予算に反対をする討論をいたします。

長引く不況で、高齢者の暮らしは大変深刻になっています。年金者は少ない年金から介護保険料などを天引きされ、大変経済的な負担を背負っております。この時期に医療費の増大、そしてこの介護保険料の値上げは生活を直撃し、高齢者が健康で文化的な最低限の生活を営むことを困難としております。内閣府の介護サービス価格に関する報告研究によれば、介護保険サービスの利用者は全体的には増えているのに、低所得者は制度の導入前に比べて逆に10%減っております。なぜサービスを受けないのか、それは重い利用料の負担にあります。利用者にとって切実な問題です。今の仕組みでは、サービス料や事業者の介護報酬が上がれば保険料、負担量も増大するという介護保険制度の根本的矛盾があります。これを解決するには、国の負担を引き上げることです。

現在、介護保険への国の負担は、給付費の25%とされておりますが、このうち5%は75歳以上の後期高齢者の比率が高い自治体に重点配分される調整交付金です。全国市町村会、そしてこの海田町もこの調整交付金は25%の枠外にして、すべての自治体に最低でも20%が交付されるように繰り返し要望をしております。国の負担率を上げれば、4月からの介護保険料の値上げを中止させることができます。緊急に国庫負担割合の増額

を引続き国に求めるべきです。したがって、介護保険料の値上げを前提とした第19号議案平成15年度海田町介護保険特別会計予算に反対をいたします。

○議長（河野）続いて、賛成討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより起立により採決を行います。お諮りいたします。

第19号議案については、原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（河野）起立多数と認めます。したがって、第19号議案は委員長の報告のとおり可決することに決定をいたしました。

続いて、第20号議案平成15年度海田町水道事業会計予算についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がござい  
ますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより起立により採決を行います。お諮りいたします。

第20号議案は、原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（河野）起立多数と認めます。したがって、第20号議案は委員長の報告のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）日程第9、発議第2号、政党助成制度（政党交付金）の廃止を求める意見書案を議題といたします。提出者より提案理由の説明を求めます。佐中君。

○16番（佐中）16番、佐中です。政党助成制度の廃止を求める意見書。読み上げて、提案理由にかえさせていただきます。

1994年の政治改革によって、国民の税金を財源とした政党助成制度は、翌95年から開始されました。95年1月施行の改正政治資金規制法附則第10条では、施行後5年後に、寄附のあり方についての見直しを規定、これは2000年からの企業、団体献金の全面禁止を意味するものと多くの国民は理解してきたところであります。

しかし、99年12月改正の政治資金規制法では、企業、団体からの政党などへの献金は

禁止されていない、つまり政党交付金との二重取りを続けているものであります。また、政党助成制度の導入の趣旨は、政党の浄化であったが、同制度が導入されて約8年間の経過した今日においても、国会議員と金の問題、国会議員が関与する汚職事件は後を経たないという現状であります。同制度が導入されてから、毎年300億円を超える税金が日本共産党以外の各政党に配分をされ、その合計額は8年間で約2,400億円にも上るわけです。

現在、国民や民間企業などは長期の経済不況のもと、個人においては給与の大幅削減や失業、企業では規模の縮小や倒産など、厳しい経済環境下にあります。このような社会、経済環境のもとで、国会も議員歳費1割削減や永年勤続議員の特別費の廃止など腐心をされております。無論、これらも極めて大事なことでありますが、年間300億円を超える政党交付金と比べれば、それはあまりにも小額であり、お茶を濁した程度の批判は免れないものであります。また、医療制度改革での負担増や雇用保険料率の引き上げ等で、国民負担はますます大きくなっております。そして、児童扶養手当の見直しにおける支給額の減額に象徴されるように、福祉施設の後退は顕著であると言わざるを得ません。

国の財政が厳しいというのであれば、国民も一定の我慢はする。しかし、国政を担う政党や国会議員が既得権益にしがみつки、お茶を濁した程度の改革、痛みでしかないのであれば、国民は唯々諾々と承諾できるものではありません。よって、政府、国会においては、政党交付金を直ちに廃止し、その財源を経済不況下で苦しんでいる国民生活に役立つ施設の財源とすることを強く求めるものであります。以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

○議長（河野）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより発議第2号について採決を行います。この採決は起立によって行います。お諮りいたします。

発議第2号について、賛成の皆さんの起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（河野）起立少数です。よって、発議第2号は否決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）日程第10、発議第3号、サラリーマンの医療費3割負担の凍結を求める意見書案を議題といたします。提出者より提案理由の説明を求めます。岡田君。

○1番（岡田）1番、岡田です。サラリーマンの医療費3割負担の凍結を求める意見書。読み上げて、提案理由といたしたいと思います。

小泉内閣が、さきの国会で、国民の反対を押し切って強行した健康保険改悪は、今多くの国民の怒りを呼んでいます。また、昨年10月から実施されている高齢者の医療費1割負担は受診抑制を生み、国民の暮らしに大きな影響を与えております。また、本年4月から実施予定のサラリーマンの医療費本人負担を現行の2割から3割へ引き上げることは、長引く不況に拍車をかけ、勤労者の健康悪化を招き、健康保険制度の土台を崩すものであります。日本医師会、日本歯科医師会、日本看護師会の会長も、国民の医療費抑制につながるとして反対をしております。

また、現在開会中の国会では、民主党、自由党、日本共産党、社民党の野党4党による共同提案で、医療費負担の引き上げの凍結法案が提出され、自民党内からも見直しの声が出るほどです。よって、町議会において、国に対し、4月からのサラリーマンの医療費本人負担の3割への引き上げを凍結するよう求めるものであります。以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

○議長（河野）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより発議第3号について採決をいたします。この採決は起立によって行います。お諮りいたします。

発議第3号について、賛成の皆さんの起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（河野）起立少数と認めます。よって、発議第3号は否決されました。

○議長（河野） 日程第11、発議第4号、アメリカのイラク攻撃を中止するよう日本政府の行動を求める意見書案を議題といたします。提出者より提案理由の説明を求めます。岡田君。

○ 1 番（岡田） 1 番、岡田です。アメリカのイラク攻撃を中止するよう日本政府の行動を求める意見書。読み上げて、提案理由といたします。

アメリカのブッシュ大統領は、イラクを悪の枢軸と非難をし、先制攻撃を行うと公言をしております。戦争が始まれば、女性や子どもら、多くの罪のない人々の命を奪い、傷つけ、国土を破壊し、悲惨な結果をもたらすことになります。今、イラクの大量破壊兵器査察をめぐる諸問題は、平和解決への大きな展望が生まれようとしております。イラクは安保理決議1441を受け入れ、国連の査察チームが査察活動をしております。安保理決議に基づき、公正に査察を行い、問題があれば国連安保理で処理を協議することで、問題の解決を図ることは可能であります。世界の人々はこのことを心から願っております。

ところが、日本政府は、アメリカ、ブッシュ政権の政策を「理解をする。あらゆる選択肢を支持する」と発言を繰り返しております。世界で最初の被爆国として、世界の恒久平和、非核三原則を国是とする日本政府としては、アメリカ合衆国の核先制使用戦略など、無法を認めない立場を明らかにし、国連憲章と国連決議に基づき、あくまでこの問題を平和的に解決するようアメリカ政府に対し強く要求すべきであります。以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出をいたします。

○議長（河野）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

住吉君。

○ 13 番（住吉）この問題は、既に皆さんご承知のとおり、昨日でもって、ちょうど今10時からブッシュ大統領もその所信を表明しておると思いますが、国連に対する決議は引っ返めて、24時間か何ほかの短期間の期間を与えて、軍事力でもって圧力をかけるということになっております。これに対して、小泉総理もアメリカの行動を支持するというふうに既に表明しております。そのブッシュの意見発表の後に、正式に国民にわかりやすく説明すると申しております。したがって、これは既に時期を失しておるというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（河野） 岡田君。

○1 番（岡田）今から武力行使を行う、それはまだわかりません。それは、アメリカがただ単独でやると、こういうふうに言っているだけであって、国連決議そのものもまだ出たわけではありません。それを日本政府が支持する、こういうふうなことは断じて許すわけにはいきません。そして、先般もテレビ報道されておりましたが、ニューヨーク、その他の都市でも、地方議会において反対をする決議が出ております。日本政府といたしましても、また、日本は核被爆国であります。非核三原則を国是としております。こういうふうな国が今声を出さなくてどういうふうにするのでしょうか。地方議会、外交問題、国の問題と言われますけども、やはり特に被爆地広島であります。こういうところから声を出すことが大切だと思います。

○議長（河野）住吉君。

○1 3 番（住吉）私は、既に、小泉総理はアメリカの行動を支持するというように表明しておりますし、本日ははっきりすると言っておりますので、せっかくこの意見書を出しても無意味ではないかと、遅いから無意味ではないかと、時期を失しておるということをお尋ねしたわけでありますが、それで結構です。2 番目に、先日、3 日に議決いたしました非核平和宣言の中核都市である広島市の市議会は、意見書の中に、冒頭に「問題解決はひとえにイラク側の対応にかかっている」というふうに述べております。本案では、特にイラクの非は一切取り上げないで、一方的に我が同盟国であるアメリカを悪というふうな言い方でこの文案はできております。その点は、私は反対であります、偏っているということについてどのようにお考えか、ご説明願います。

○議長（河野）佐中君。

○1 6 番（佐中）確かに、ひとえにイラクの対応にかかっていると。これはアメリカの態度を保留している内容であります。だから、アメリカが態度を保留して、そしてイラクのことだけを追求する。あるいは、このアメリカの攻撃を許すのかどうか。アメリカは武力をもって平和を求めると言っておりますので。しかし、今の一番の問題は、アメリカが攻撃をするかどうかは今大きな問題でありますから、これを許すかどうか、こういう問題であります。ですから、今住吉さんが言われるような時期を失しておるとか、そういう問題ではなくて、この今のイラクの問題に対し、日本政府がアメリカに追随してするのかどうか。しかし、日本は同盟国ではないですから、独立した国ですから、ちゃんとした日本の国民を戦争に導かないように、またそういう挑発に乗らないように、こういう内容であります。

○議長（河野）住吉君。

○13番（住吉）私の2番目は、この文案が偏っておると、一方的にイラクの非は認めないで、アメリカのみを悪とした文案であるかどうかということ、偏っているのではないかとということをお尋ねしたんですが、その点は後ほどお答えください。

今国連の安保理事国及びそのほかの加盟国すべては、表では平和を訴え、戦争反対ということを訴えておりますけども、実際に裏、本音はそうではなくて、それぞれのすべての国が国益を追求しておるんだということは皆さん十分ご承知のとおりであります。したがって、我が国としても、今北朝鮮の問題とこの問題は密接に絡んでおりますが、その北朝鮮の核ミサイル等の攻撃に対して、我が国を防衛するために、アメリカの同盟国の武力に頼る以外にないから、やむにやまれずそういう支持を表明せざるを得ないと。総理も支持率がうんと落ちて40%を切るのではないかとというぐらいでも、我が国を防衛するため、我が国の国民を守るために、あえて苦渋の選択をしておるんだと思います。そういう意味において、国益の追求ということについて、どのようにお考えかお尋ねいたします。

○議長（河野）佐中君。

○16番（佐中）アメリカ大統領のように、イラク戦争の目的が政権の転覆とアメリカ支配にあるというのは、国連の決議に違反をしておるわけです。ですから、軍事力による他国の政権の転覆は内政干渉も甚だしいし、また、国連の中でもそうした問題について、あるいは全世界の中で、こうした非民主的なやり方に対して、アメリカの出方を、こういう武力で平和を求める方法についてはやはり抗議をする、あるいは多くの世界の中から立ち上がっていく、こういう運動が必要だろうと思ってこういうものを提出したわけであります。

○議長（河野）住吉君。

○13番（住吉）先ほどの2問について答えになっておりません。この法案の内容が一方的に偏っておるということが1つと、それから各国とも国益を追求しておるんだが、日本の国は国益を迫及すべきではないかということをお尋ねしておるので、その2問についてお答えください。

○議長（河野）岡田君。

○1番（岡田）この文案が偏っておるというふうに言われますけども、やはりこの問題の解決、それはアメリカが独自にするのではなくて、やはり国連を中心にしてすると、そういうことがここに書かれております。それと、国益と言われますけども、それはいろ

いろいろな国の事情があるんでしょうけども、やはり思い出してほしいのは、あの湾岸戦争のときにアメリカは劣化ウラン弾を使ったんです。それが、今でもイラク、あるいは周辺諸国の人に大変な放射能障害を及ぼしておるということです。そして、イラクは経済制裁を受けております。この治療をするにも医療費がない。医療機材がない。そういうふうな現状なんです。

これは、ずっと広島でも先般から大きな平和集会が開かれておりますけども、こういうところでも、行かれた方がどんどん報告されております。これが戦争の現実なんです。一番被害を受ける、そういうふうなところの人たちというのは、やはり一番弱い人たちなんです。そういうふうな人たちがおられるのに、日本政府がそれをそういうふうな攻撃を支持する。そして、まして広島は被爆国であります。そこで声を出さない。地方議会といえども声を出さないというのは、これは無責任な対応だと思うんです。やはり、それはいろいろと思惑も国によったらあるんでしょうけれども、私はそういうことを言いたいわけなんです。以上です。

○議長（河野）他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。これより討論を行います。まず、反対討論があれば許します。住吉君。

○13番（住吉）13番、住吉です。発議第4号、アメリカのイラク攻撃を中止するよう日本政府の行動を求める意見書の提出について反対をし、討論をいたします。

その前に断っておきますが、私は何も戦争論者ではありません。全くの平和論者で、戦争は反対であります。この多くの議員の方の中でも被爆体験をしておられる方は極めて少ないと思いますが、私は被爆体験者の1人であります。広島市内で被爆を受けております。同時に日本国民がすべて戦争に反対しております。小泉総理ももちろんそうだと思います。そのことを断っておいて、ただいまより反対討論をいたします。

まず、反対の理由、1番、この種の重大な国際問題、特に我が国の防衛にかかわるような問題等は、町議会に取り上げるにはふさわしくないというように私は思います。これは、以前に、議会の運営に当たって、この種の大きな問題は、国が判断を下すのにも困るような大きな問題は、議会では請願等で取り上げまいという約束事をしたのを覚えておりますけど、それにふさわしいものだと思います。2番目、既に、先ほど申しましたように、小泉内閣はアメリカの行動に支持を表明しておりまして、時期を失しておる

ということであります。3番目は、先ほども申しましたが、今月3日、議決をいたしました非核平和宣言の中核をなしている広島市の市議会でさえ、冒頭に「問題の平和的解決は、ひとえにイラク側の対応にかかっている」というふうに述べておりますが、本案では、イラクの非は一切取り上げず、一方的に同盟国であるアメリカを悪と読み取れるような偏った表現には賛同できません。4番目、国連の安保理理事国及び多数の加盟国が平和論を展開しておりますが、その裏、すなわち本音はすべての国益を追求するものであって、その点、我が国は真に平和を訴え、その努力を続けておりますが、我が国自身の国益追及もまた極めて重要な課題であります。

その点で、今我が国は、イラクよりもむしろ北朝鮮に対する問題が重要課題であると思います。5番目、いいですね。ご承知のとおり、北朝鮮はみずから国際社会に背を向け、みずから孤立して核再開発を宣言し、また大量破壊兵器を保有しておると言われ、三百数十機の実戦配備して、その目標を我が国に照準を合わせ、最近では短距離ではありますが、地対艦ミサイル等の発射訓練を行っております。同時に、ノドンとかテポドン等の発射実験もするぞというふうな意思を表明し、我が国を恫喝し続けております。これを守るには、我が国には守るすべがありません。これは、国も国民もその努力をせず、一方的に今までアメリカに依存してきたからであります。

6番目、そのため、北朝鮮の核ミサイル攻撃に対して我が国や国民を守るためには、政府としては厳しい選択ですが、今不況にあるアメリカの行動を支持する以外、選択肢はないというふうに思います。

7番目は、今アメリカの行動を不支持を表明すれば、我が国の防衛は成り立たず、世界の平和はおろか自国の独立も平和も成り立たないというふうに私は判断いたしております。世界や国内の世論には厳しいものがありますが、先ほども申しましたように、小泉内閣は支持率の低下もいとわず、その中でアメリカ支持はやむにやまれぬ苦渋の選択であり、我々議会議員としても我が国の置かれた立場を、また現状を十分に認識して、的確な判断をなすべきであります。

よって、この発議第4号の提出には反対するものであります。皆様のご賛同をお願い申し上げます。反対討論といたします。

○議長（河野）続いて、賛成討論があれば許します。佐中君。

○16番（佐中）16番、佐中です。アメリカのイラク攻撃を中止するよう日本政府の行動を求める意見書に賛成の立場から討論を行います。

ブッシュ大統領が、イラク戦争の目的を、イラク国の政権打倒により民主化を進めるとし、戦争が終わっても米軍が長期にわたり占領する方針を述べております。アメリカ大統領は、第2次世界大戦後の日本への米軍駐留を例に挙げ、イラクの新政権の樹立により、中東全域の民主化を推進するとしております。世界各国で戦争反対の動きがさらに大きく広がる中で、その意思に逆らいながら、こんな理屈で戦争を正当化することはできません。

ブッシュ大統領は、先に米英が安保理に提出した新決議の採択をねらい、理事国に圧力をかけ、一方20万人を超す大軍を中東に集結をさせ、開戦の準備は出来たとしております。アメリカ大統領のように、イラク戦争の目的が政権転覆とアメリカ支配にあるというのは、国連決議1441とともに国連憲章に違反をしております。国連憲章が武力行使を認めているのは、侵略行為を鎮圧する集団的措置としてだけであります。軍事力による他国政権の転覆は内政干渉として明確に禁止をしております。国連は今、安保理決議1441に基づくイラクの査察を進めておりますが、それはアメリカの大量破壊兵器が国際の平和と安全に脅威になっているからであります。

アメリカ大統領は、他国の政権を非民主的だから戦争で取りかえるというほど国際法に反する非民主的な行為はありません。このような状況から、査察の継続、強化によって戦争を回避し、問題の平和解決を図ることが国際社会の圧倒的世論になっていることは、戦争反対の運動が史上空前の規模で広がっていることを見れば歴然としております。イラクの民主化のためなどというブッシュ大統領の口実を許すことはできません。

そして、小泉首相が実際の行動でブッシュ政権の無法に追従し、究極において米軍の軍事力しかないとか、あるいは戦争反対は利敵行為になると言いながら、対米従属と戦争賛美の本音を表明するこれらの与党にも支えていることも事実であります。戦争勢力をさらに孤立させ、包囲してこそ民主主義の理にかなっております。以上の理由を強調し、賛成討論を終わります。

○議長（河野）他に討論はございますか。西山君。

○8番（西山）発議第4号、アメリカのイラク攻撃を中止するよう日本政府の行動を求める意見書案に対し、反対の立場から討論をいたします。

おおむね本文に賛成です。また、国連決議なしの攻撃には強く反対の立場を表明いたしますが、本文の最後に、米国政府に対して強く要求すべきであるとあります。この本文は、あくまでも日本政府に要求すべきであり、私は反対の討論といたします。

○議長（河野）他に討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより発議第4号について採決をいたします。この採決は起立によって行います。お諮りいたします。

発議第4号について、賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（河野）起立少数です。よって、発議第4号は否決されました。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

この際、安芸郡町村議会議長会の表彰伝達식을慣例によって行います。事務局長。

○議会事務局長（園山）それでは、表彰伝達式を行います。お名前をお呼びいたしますので、前の方へお願いいたします。安芸郡町村議会議長会10年表彰でございます。河野議員。副議長から伝達をいたします。副議長、前の方へお願いいたします。

○副議長（中岡）表彰状、河野道昭様。あなたは、多年、町議会議員として、地方自治の振興、発展に寄与されました。その功績は誠に大でありますので、これを表彰します。平成15年2月12日、安芸郡町村議会議長会会長、花浦照広。おめでとうございます。

（拍手）

○議会事務局長（園山）続いて、同じく10年表彰でございます。崎本議員。

○議長（河野）表彰状、崎本広美様。あなたは、多年、町議会議員として、地方自治の振興、発展に寄与されました。その功績は誠に大でありますので、これを表彰いたします。平成15年2月12日、安芸郡町村議会議長会、花浦照広。おめでとうございます。

（拍手）

○議会事務局長（園山）同じく10年表彰でございます。原田議員。

○議長（河野）表彰状、原田幸治様。あなたは、多年、町議会議員として、地方自治の振興、発展に寄与されました。その功績は誠に大でありますので、これを表彰いたします。平成15年2月12日、安芸郡町村議会議長会、花浦照広。おめでとうございます。

（拍手）

○議長（河野）以上で、安芸郡町村議会議長会の表彰伝達式を終わります。

続きまして、海田町議会議員互助会の表彰式を慣例によって行います。事務局長。

○議会事務局長（園山）それでは、海田町議会議員互助会永年表彰を行います。お名前をお呼びいたしますので、前の方へお願いいたします。勤続30年表彰でございます。国岡

議員。

- 議長（河野）表彰状、国岡光明殿。あなたは海田町議会議員として永年勤続30年、地方自治の発展、伸長に寄与されました。この功績は誠に顕著であります。よって、記念品を贈り、これを表します。平成15年3月18日、海田町議会議員互助会会長、河野道昭。おめでとうございます。

（拍手）

- 議会事務局長（園山）続いて、勤続20年表彰でございます。山岡議員。
- 議長（河野）表彰状、山岡寛次殿。あなたは海田町議会議員として永年勤続20年、地方自治の発展、伸長に寄与されました。この功績は誠に顕著であります。よって、記念品を贈り、これを表します。平成15年3月18日、海田町議会議員互助会会長、河野道昭。おめでとうございます。

（拍手）

- 議会事務局長（園山）続いて、銀婚祝い金の給付を行います。原田議員。
- 議長（河野）おめでとうございます。
- 11番（原田）ありがとうございます。

（拍手）

- 議長（河野）以上で、表彰式を終わります。

この際、町長の発言の申し出がございますので、これを許します。町長。

- 町長（加藤）まず、専決処分についてでございますが、このたびの国会におきまして、地方税法の一部を改正する法案が審議されているところでございます。この法案が成立いたしますと、課税事務上必要がございますので、海田町税条例の一部を改正する条例を専決処分させていただきたいと思っております。ご理解いただきますようよろしくお願いをいたします。

議員の皆様には、去る3月4日から開催されました海田町議会定例会におきまして、本会議及び予算特別委員会で、各議案について慎重にご審議をいただき、大変ありがとうございました。審議の過程におきましては、皆様から賜りましたご意見やご要望は非常に重く受けとめているところでございます。新年度の諸施策の執行に当たりましては、できる限り皆様の意向を尊重してまいります。特に、（仮称）海田町福祉センターのプールの整備につきましては、一般の住民の利用を含、再検討し、今後皆様にご提案したいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。今後ともご指導、ご鞭撻を賜

りますよう心よりお願いを申し上げ、お礼のごあいさつとさせていただきます。どうぞ  
よろしくをお願いします。ありがとうございました。

○議長（河野）以上で、本日の会議を閉じます。これにて平成15年第2回海田町議会定例  
会を閉会いたします。大変ご苦勞さんでございました。

午前11時08分 閉会